

利益相反防止規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人 Soil(以下「当法人」という。)の倫理規程第8条の規定に基づき、当法人の役員、評議員及び職員(以下「役職員」という。)の利益相反を適切に管理し、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「利益相反取引」とは、役職員が次の各号に掲げる取引を行う場合をいう。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人、支援先組織及び支援候補組織の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人、支援先組織及び支援候補組織との取引
- (3) 当法人、支援先組織及び支援候補組織から、自己が役職員を務める企業、団体等(以下「兼業先」という。)として一定額以上の金銭(助成金を含む。)若しくは便益の供与を受け、又は一定額以上の物品、サービス等を購入する取引及びこれらの供与を受けるための申請手続をする行為
- (4) 当法人が役職員の債務を保証すること、その他第三者との間において当法人と当該役職員との利益が相反する取引

(兼業先等の申告)

第3条 役職員は、当法人の役員又は評議員への就任時及び職員の採用時に、自己の兼業先の名称及び役職名について、別に定める書式により、書面又は電磁的方法で申告するものとする。

2 前項の申告は、代表理事を除く役職員にあつては事務局長に対し、代表理事にあつては監事に対し行うものとする。

3 役職員は、毎年4月に、兼業先の状況について、第1項の申告事項の有無及び内容を前項に定める申告先に申告するものとする。

(申告内容の変更申告)

第4条 役職員は、前条の申告後、新たに他の企業、団体等の役員若しくは評議員に就任した場合又はこれを退任した場合には、速やかに前条第2項に定める申告先に対し、前条第1項と同様の方法により申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 事務局長は、第3条及び前条の規定により受けた申告(代表理事に係るものを除く。)の内容を精査し、当法人との利益相反の状況を確認する。

2 監事は、第3条及び前条の規定により代表理事から受けた申告の内容を確認する。

3 事務局長は、第1項の確認の結果、利益相反の状況があると認めるときは、代表理事と協議の上、速やかに適正化のために必要な措置をとる。

4 監事は、第2項の確認の結果、利益相反の状況があると認めるときは、代表理事と協議の上、速やかに適正化のために必要な措置をとる。

5 前項の規定にかかわらず、評議員が利益相反の状況にあると認められる場合は、事務局長は、代表理事と協議の上、当該評議員に対し、兼業の自粛その他適正化のために必要な措置を求めることができる。評議員については、次条の規定は適用しない。

6 事務局長又は代表理事は、必要と認めるときは、コンプライアンス委員会の意見を聴くことができる。

(利益相反取引の承認)

第6条 職員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を事務局長に

開示し、事務局長の確認を経て代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事を除く理事が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、代表理事との協議を経て理事会の承認を得なければならない。

3 代表理事が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、監事との協議を経て理事会の承認を得なければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、軽微な利益相反取引(その金額その他の基準は、代表理事が別に定める。)については、理事会の承認を要さず、代表理事を除く理事にあつては代表理事への、代表理事にあつては監事への、事前の開示及び事後の報告をもって行うことができる。

5 第2項及び第3項の規定により理事会で承認を決議する場合において、当該利益相反取引をしようとする理事は、その決議に加わることができない。

(利益相反取引の報告)

第7条 前条の承認を得て利益相反取引をした職員は、その取引の重要な事実を遅滞なく代表理事に報告しなければならない。

2 前条の承認を得て利益相反取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(申告内容及び申告書面の管理)

第8条 第3条及び第4条の規定により申告された内容及び書面(利益相反の特定及びその管理のために行った措置に関する記録を含む。)は、作成の日から5年間保存する。

(細則)

第9条 本規程を実施するために必要な事項については、代表理事が別に定める。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

この規程は、令和8年6月22日から施行する。